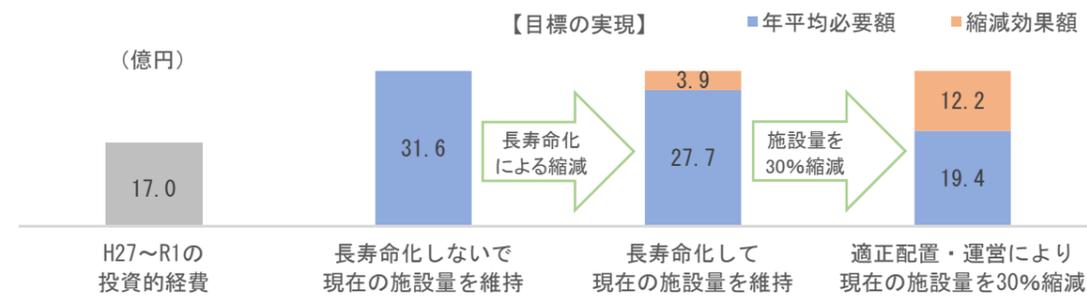


7 公共施設の施設量適正化の推進

参考資料 4

- 施設保有量の縮減目標は、将来人口や改修・更新費を見直した結果、30%台であることから、最終目標年度である令和 37 年度（2055 年度）の施設総量（延床面積）の 30%縮減を目標とします。
- 縮減目標 30%実現のため、施設の複合・集約化、民間への譲渡を進め、当初の役割を終えた施設や老朽化の著しい施設については解体するなどして、適正な施設配置の実現を目指します。
- 適正配置・運営により、現在の施設量の 30%縮減が達成されても、試算上、年間 19.4 億円の投資的経費が必要であり、持続可能な施設の維持管理を行うことが可能となるよう、公共施設の複合化・集約化等による適正な運営、民間活力を生かした整備・管理を推進し、必要経費を確保していきます。

縮減目標：令和 37 年度における施設総量（延床面積）を現在の 30%縮減



8 インフラ施設の施設量適正化の推進

- 施設の特性に応じた効率的で効果的な維持管理を推進し、長期的かつ安全で安定的なサービスを提供するため、老朽化した施設について、状態を適切に把握し、費用対効果等を検証した上で、計画的に改修・更新を進めることにより、財政負担の縮減・平準化を図ります。
- 財政負担と人口規模、効率的なサービス提供の観点から、市民生活における重要性及び道路・橋りょう、上下水道の特性を考慮し、中長期的な管理の視点に基づき、それぞれの整備計画等に則した施設総量の維持や事業コストの削減を図ります。
- 現状、インフラ施設の総量縮減は困難であることが見込まれますが、今後、最新の知見・技術を取り入れることで、縮減の可能性を検討し、また可能である場合には総量縮減を進めることで、更新費用等を抑え、財政負担の軽減を図ります。

9 計画の推進と進行工程

本計画を一元的に管理し、中心となる統括部局を設置するとともに、全庁的な検討組織である「公共施設等総合管理計画推進本部」により、計画の見直しや進捗状況の共有及び管理を行います。また、推進工程に基づき、不断の見直しを行いつつ、適正配置を目指すための実施計画「公共施設適正配置実施計画」の検討と策定済みの「個別施設計画」の改訂により、着実に実施していきます。

問い合わせ先／土浦市市長公室政策企画課行政経営係 【電話】代表 029-826-1111

土浦市公共施設等総合管理計画【概要版】

1 公共施設等総合管理計画の目的等

本市が保有する公共施設や道路、下水道などのインフラ施設の多くは、高度経済成長期の昭和 40 年代から 50 年代の急激な人口増加と都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に整備されたため、近年、老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎えます。将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的な視点を持って、長寿命化、複合・集約化、更新などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な維持管理や適正な配置の実現を目的として策定しました。

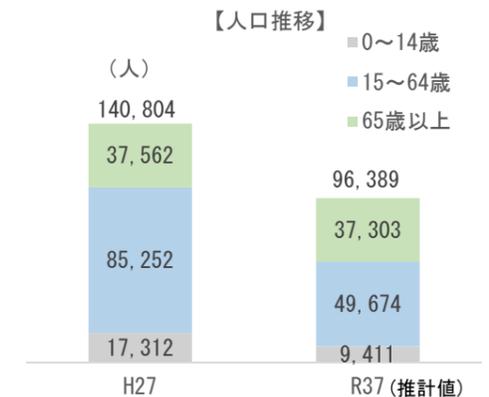
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年間	
対象施設	公共施設	コミュニティ・文化施設、保健・福祉施設、住宅施設、子育て支援施設、学校教育施設、行政施設、消防施設
	インフラ施設	公園・広場、道路、上水道、下水道、その他施設

2 人口と公共施設の状況

●人口の推移

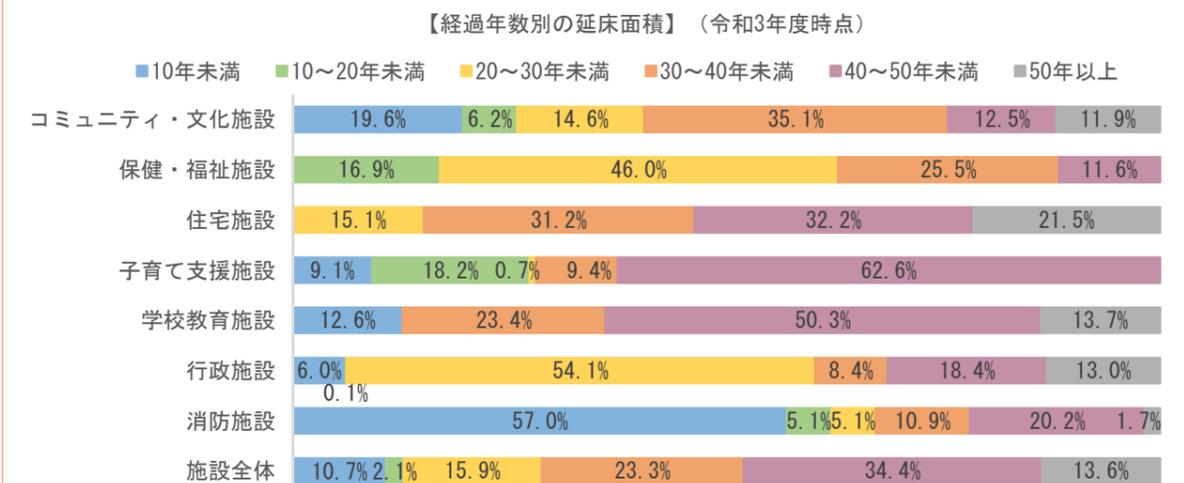
令和 37 年（2055 年）における総人口は 96,389 人になると予想され、平成 27 年（2015 年）から 40 年間で 44,415 人が減少（平成 27 年の 31.5%）し、より一層の人口減少が進行することとなります。

※平成 27 年は国勢調査
 令和 37 年は「土浦市人口ビジョン」による推計
 ※年齢別人口は、年齢不詳を含まないため、合計値と総数とは一致しない



●経過年数別の延床面積

施設全体で経過年数 40~50 年未満が最も多く、次いで 30~40 年未満、20~30 年未満、50 年以上の順であり、40 年以上の割合は 48.0%となっています。



3 公共施設等の課題

公共施設の課題

- 人口減少に対応した施設保有量及び施設の適正な配置への対応
- 厳しい財政状況を勘案した改修・更新コスト増加への対応
- 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応
- 施設サービスの効率化と改善
- 計画的・効率的な管理・運営
- 問題意識や情報の共有による官民協働・連携

インフラ施設の課題

- 厳しい財政状況を勘案した改修・更新コスト増加への対応
- 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応
- 居住地域に対応した施設配置の検討

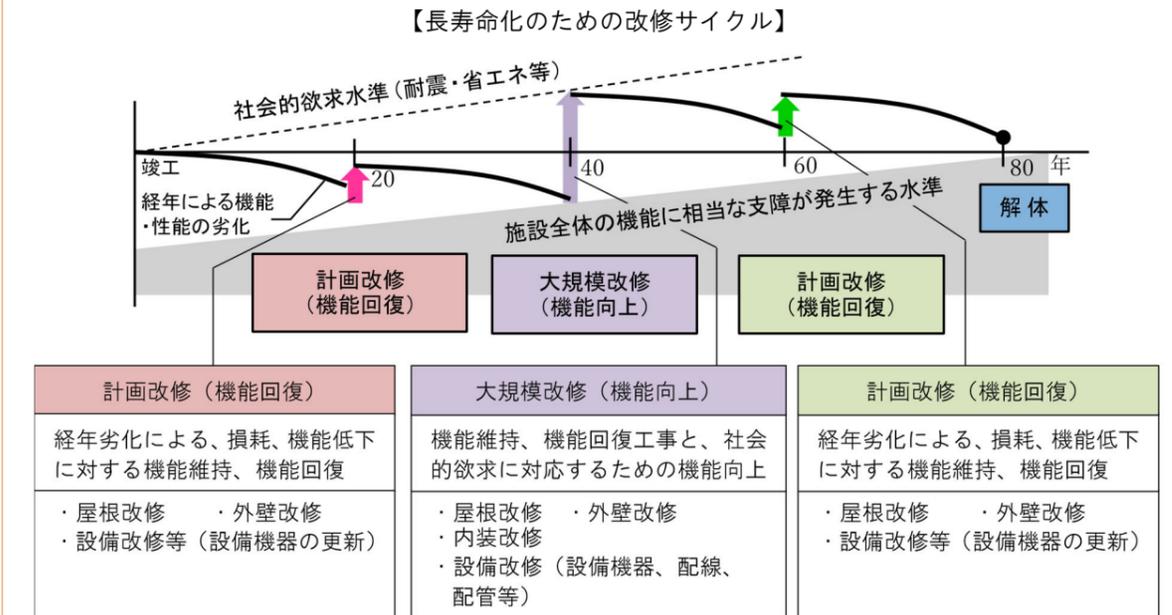
4 公共施設等管理の方針

公共施設等を適切に管理し、行政サービスの向上を図り、かつ、十分に提供できるようにしていくための方針として、以下の3つの目標を設定します。

目標1	適切な改修・更新等の推進	公共施設	今後も維持管理・活用していく施設については、定期的な点検・診断の実施、耐震化や安全確保などを徹底するとともに、目標使用年数や事業周期の設定などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。
		インフラ施設	定期的な点検・診断の実施、安全確保などを徹底するとともに、各施設の特性に合った予防保全型維持管理による長寿命化を進め、メンテナンスサイクルの構築などにより、計画的で適切な改修・更新等を推進します。
目標2	施設配置・運営適正化の推進	公共施設	老朽化した類似機能施設や近隣施設の複合・集約化や施設の役割や規模に応じた更新により、適切な施設配置を進めるとともに、民間にできることは民間に委ねることを基本とした、現在の運営形態の見直しにより、民間のノウハウを活用した運営の適正化を推進します。
		インフラ施設	災害時におけるライフラインを確保し、居住地域に対応した施設配置や民間企業の持つノウハウや資金の積極的な導入を検討して施設配置・運営の適正化を推進します。
目標3	施設量適正化の推進	公共施設	人口規模や今後の改修・更新費を踏まえた保有量を設定し、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化によるコスト低減と平準化を図り、施設保有が持続可能となるよう、施設保有量の適正化を推進します。
		インフラ施設	人口規模や効率的な今後の改修・更新費を踏まえた保有量を勘案し、長寿命化によるコスト低減と平準化及び道路・橋りょう、上下水道の特性に基づく、それぞれの個別施設計画に則した施設量の最適化を推進します。

5 公共施設の適切な改修・更新等の推進

適切な改修を行って長寿命化を図る施設の目標使用年数は80年とし、建設から概ね20年と60年で機能維持及び機能回復を図るための計画改修、築40年で機能維持、機能回復及び社会的欲求に対応するための大規模改修を実施します。



6 公共施設の施設配置・運営適正化の推進

最適な配置を目指し、サービス機能が同じような施設を集約することや、近隣施設や拠点、大規模施設への複合・集約化を検討します。また、必要に応じて、廃止・解体を検討します。

